

発議第3号

伊勢市議会委員会条例の一部改正について

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和5年7月5日

伊勢市議会議会運営委員会

委員長 鈴木 豊司

記

伊勢市条例第 号

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成 17 年伊勢市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止の観点から、委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが変更となったことに伴い、オンラインで委員会を開くことができる要件について改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第14条 略</p> <p>(委員会の会議の開催方法の特例)</p> <p>第14条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止の観点から、委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第15条～第31条 略</p>	<p>第1条～第14条 略</p> <p>(委員会の会議の開催方法の特例)</p> <p>第14条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)その他生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止の観点から、委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第15条～第31条 略</p>

発議第 4 号

伊勢市議会会議規則の一部改正について

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように提出する。

令和 5 年 7 月 5 日

伊勢市議会議会運営委員会
委員長 鈴木 豊司

記

伊勢市議会規則第 号

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則

伊勢市議会会議規則（平成17年伊勢市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第163条の2中「新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）その他重大な感染症のまん延」を「生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが変更となったことに伴い、オンラインで協議等の場を開くことができる要件について改めるため、規則を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1章 会議	第1章 会議
第1節 総則	第1節 総則
第1条～第13条 略	第1条～第13条 略
第2節 議案及び動議	第2節 議案及び動議
第14条～第19条 略	第14条～第19条 略
第3節 議事日程	第3節 議事日程
第20条～第24条 略	第20条～第24条 略
第4節 選挙	第4節 選挙
第25条～第34条 略	第25条～第34条 略
第5節 議事	第5節 議事
第35条～第48条 略	第35条～第48条 略
第6節 秘密会	第6節 秘密会
第49条・第50条 略	第49条・第50条 略
第7節 発言	第7節 発言
第51条～第66条 略	第51条～第66条 略
第8節 表決	第8節 表決
第67条～第76条 略	第67条～第76条 略
第9節 公聴会、参考人	第9節 公聴会、参考人
第77条～第83条 略	第77条～第83条 略
第10節 会議録	第10節 会議録
第84条～第87条 略	第84条～第87条 略
第2章 委員会	第2章 委員会
第1節 総則	第1節 総則
第88条～第92条の2 略	第88条～第92条の2 略
第2節 審査	第2節 審査
第93条～第109条 略	第93条～第109条 略
第3節 秘密会	第3節 秘密会
第110条・第111条 略	第110条・第111条 略
第4節 発言	第4節 発言
第112条～第123条 略	第112条～第123条 略
第5節 委員長及び副委員長の互選	第5節 委員長及び副委員長の互選
第124条・第125条 略	第124条・第125条 略
第6節 表決	第6節 表決
第126条～第135条 略	第126条～第135条 略
第3章 請願	第3章 請願
第136条～第142条 略	第136条～第142条 略
第4章 辞職及び資格の決定	第4章 辞職及び資格の決定
第143条～第147条 略	第143条～第147条 略

<p>第5章 規律 第148条～第156条 略 第6章 懲罰 第157条～第162条 略 第7章 協議又は調整を行うための場 第163条 略 (協議等の場の開催方法の特例) 第163条の2 前条の協議等の場のうち、総務政策委員協議会、教育民生委員協議会及び産業建設委員協議会については、<u>生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延又は大規模災害等の発生等により、その構成員が招集場所に参集することが困難であると招集権者が認めるときは、オンラインで開くことができる。ただし、秘密会は、この限りでない。</u></p> <p>第8章 議員の派遣 第164条 略 第9章 補則 第165条 略</p>	<p>第5章 規律 第148条～第156条 略 第6章 懲罰 第157条～第162条 略 第7章 協議又は調整を行うための場 第163条 略 (協議等の場の開催方法の特例) 第163条の2 前条の協議等の場のうち、総務政策委員協議会、教育民生委員協議会及び産業建設委員協議会については、<u>新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)</u>その他<u>重大な感染症のまん延又は大規模災害等の発生等により、その構成員が招集場所に参集することが困難であると招集権者が認めるときは、オンラインで開くことができる。ただし、秘密会は、この限りでない。</u></p> <p>第8章 議員の派遣 第164条 略 第9章 補則 第165条 略</p>
---	--